

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和7年9月 26 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第 2500002 号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第 2500007 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 15 年 12 月 2 日、喪失年月日を平成 17 年 12 月 2 日に訂正することが必要である。

平成 15 年 12 月の標準報酬月額を 11 万円とし、平成 15 年 12 月 2 日から平成 16 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

平成 16 年 1 月から平成 17 年 11 月までの標準報酬月額を 11 万円とし、平成 16 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 2 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 2 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 17 年 9 月 1 日から同年 12 月 2 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。

平成 17 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 13 万 4,000 円とし、訂正後の標準報酬月額(上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 12 月 2 日から平成 17 年 12 月 2 日まで

私は平成 14 年 12 月に来日し、研修期間を経て、平成 15 年 12 月 2 日から技能実習生として A 社に勤務し、平成 17 年 12 月 1 日の出勤を最後に同社を退職し帰国した。A 社に勤務していた期間の給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者は、A社に技能実習生として勤務していた旨主張しているところ、i) B出入国在留管理局から提出された外国人記録調査書によると、請求者が平成14年12月2日に入国し、平成17年12月1日に出国したこと、及び請求者の居住地を同社の所在地、請求者の在留資格を研修として、平成14年12月5日に新規登録されていることが確認できること、ii) 請求期間当時の外国人技能実習制度は、研修期間1年、技能実習期間2年であり、技能実習期間においては、事業所等と雇用関係を締結する旨定められていたところ、同社の事業主（以下「当該事業主」という。）が保管する、請求者に係る研修生研修手当受領書（年間用）によると、研修期間が平成14年12月2日から平成15年12月1日までと記載されていることが確認できること、iii) 当該事業主が保管する実習生用賃金台帳出勤簿（以下「賃金台帳出勤簿」という。）によると、請求者の平成15年12月1日から平成17年12月1日までの期間に係る勤務記録が確認できるとともに、当該事業主が、「請求者は、研修期間終了日（平成15年12月1日）の翌日から技能実習生として勤務していた。」旨陳述していることから判断すると、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、賃金台帳出勤簿によると、平成15年12月から平成17年11月までの各月において、請求者が22日以上勤務していることが確認できる上、A社の同僚が、「請求者は、毎日8時から17時まで勤務していた。」旨陳述していることから、請求者は、請求期間において厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められる。

請求期間のうち、平成15年12月2日から平成16年1月1日までの期間については、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額に係る日本年金機構の回答から、平成15年12月の標準報酬月額を11万円とすることが妥当であるが、賃金台帳出勤簿によると、請求者は、同月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認でき、厚生年金特例法第1条第1項の規定には該当しないことから、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

また、請求期間のうち、平成16年1月1日から平成17年12月2日までの期間については、賃金台帳出勤簿によると、請求者は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認でき、厚生年金特例法第1条第1項の規定に該当するところ、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成16年1月から平成17年11月までの標準報酬月額については、前述の日本年金機構の回答、及び賃金台帳出勤簿により確認できる報酬

月額又は厚生年金保険料控除額から 11 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 16 年 1 月から平成 17 年 11 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出し、厚生年金保険料についても納付したと回答しているが、平成 16 年 1 月から平成 17 年 11 月までの期間において、仮に、事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び同被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成 16 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 2 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 17 年 9 月 1 日から同年 12 月 2 日までの期間については、賃金台帳出勤簿によると、当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の訂正後の標準報酬月額より高額であることが認められる。

したがって、平成 17 年 9 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、13 万 4,000 円に訂正することが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。